**神埼市事業者応援給付制度**

**１　目的**

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している市内の事業者の事業継続を支援するため、神埼市独自の支援金を支給します。

**２　支援金の対象者**

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

〇神埼市内で事業を営んでいること。

　　※神埼市内において**令和２年１０月末まで**に創業した会社、事業所、店舗等があることが必要です。

〇中小企業信用保険法第２条第１項各号に該当する「中小企業者」であること。

　　※農業、林業（素材生産業・素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業・保険サービス業を除く）以外の業種の事業を行っていることが必要です。

　　※協同組合、協業組合、特定非営利活動法人等が事業を行う場合も対象となります。

　　具体例は別途Ｑ＆Ａを参考にしてください。

〇令和２年１２月から令和３年２月までのいずれか１か月の売上が、前年同月比で２０％以上減少していること。（前年同月との比較が単純にできない場合の特例は令和２年７月から令和３年２月までの間で最も売上が大きい月と直近の月を比較してください。）

〇平成３１年度までの市税を滞納していないこと。

　　　※市税に係る「完納証明書」の提出は不要です。代わりに「誓約書兼同意書（様式第２号）」を提出いただき、神埼市が納税状況を確認することへ同意いただきます。

〇暴力団等に関与していないこと。

**３　支援金の支給額**

　　令和２年１２月から令和３年２月までのいずれか１か月の売上が、前年同月比で２０％以上減少した事業者を対象に、以下の額（一律）を支給します。

法人：２０万円、個人事業者：１０万円

※令和２年１０月までに創業、店舗増加等の業容拡大を行った事業者等の場合は、創業等の月から令和２年１１月までの間で最も売り上げが多い月と、令和２年１２月～令和３年２月までの月とを比較して前年同月比で２０％以上減少した事業者を対象に支給します。

**４　申請期間**

　　令和３年４月１日（木）～令和３年５月３１日（月）※消印有効

**５　申請書類**

(1)神埼市事業者応援給付金交付申請書兼請求書（様式第１号）

　(2)誓約書兼同意書（様式第２号）

　(3)神埼市内で事業を営んでいることが分かる書類

例）**法人概況説明書（法人の場合必須）、確定申告書**、営業許可証　等の写し、

パンフレット、事業所の外観写真　等

　(4)売上が減少した月の売上を示した帳簿（売上台帳）等の写し

**※別途売上明細書でも可**

　　　【法人】〇売上台帳、帳面その他、売上が減少した対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類

　　　【個人】〇売上台帳、帳面その他、令和２年分の確定申告の基礎となる書類

　(5)上記の減少月の前年同月の売上を示した帳簿の写し

**※別途売上明細書でも可**

　　　【法人】〇対象月の属する事業年度の直前の事業年度の「確定申告書別表１」の控え

　　　　　　　〇法人事業概況説明書の控え

　　　【個人】〇対象月の月間事業収入を記載した売上台帳等

* 月別の売上台帳等がない、出せない事業者の方は、ホームページに参考添付している「売上明細書」をご活用ください。

（4）および（5）は、公的な書類で前年同月比２０％以上減少していることが分かるものをもって上記の写しにかえることができます。

　(6)振込口座通帳の口座名義人及び口座番号が記載された箇所の写し

　(7)当該申請者本人の公的身分証明書の写し等（個人の場合のみ）

※申請様式(1)及び(2)は、神埼市の公式ホームページからダウンロードいただくか、以下の施設の窓口でお受け取りください。

（申請書等の配布窓口）

　・神埼市ホームページよりダウンロード

・神埼市商工観光課（神埼市役所 本庁舎２階）※土日祝日は本庁舎１階守衛室横に設置

・神埼市商工会（神埼市商工会館：神埼市神埼町神埼４１３−３）※配布は平日のみ

**６　申請方法**

　　下記提出先に送付

※新型コロナウイルスの感染防止のため、郵送での提出にご協力下さい。

**７　申請書の提出先**

　　〒８４２－８６０１　神埼市神埼町鶴３５４２番１

神埼市商工観光課　宛

**８　支援金の支給**

　　申請書類の受理後、３週間程度（※）で支給予定です。

　　（※申請書類に不備がない場合の標準的な所要期間）

≪お問い合わせ先≫

　神埼市商工観光課

　　　電話；０９５２－３７－０１０７（直通）

　　　神埼市商工会

　　　電話；０９５２－５２－７１３１